

年末・年始における輸出入貨物の取扱事務について

大阪税関では、平日夜間、休日等執務時間外における輸出入貨物の通関需要に対応するため、南港出張所特別通関部門及び関西空港特別通関部門に職員を常駐させるとともに、各官署においても執務時間外の連絡体制として緊急連絡窓口を設置するなど通関体制の整備を図る。

来る年末・年始期間(平成16年12月29日(水)～平成17年1月3日(月))についても、下記のとおり通常の土・日・休日と同じ体制で、輸出入通関業務及び保税業務が行われます。(1月1日(土)については、南港出張所特別通関部門に職員は常駐していないが、電話は連絡専用窓口へ自動転送されます。)

「大阪税関ホームページ(<http://www.osaka-customs.go.jp/>)」にも掲載されています。

記

<土、日、休日の通関体制>

- ・ 南港出張所特別通関部門は08:30～17:00の間職員が常駐
- ・ 関西空港税関支署特別通関部門は終日職員が常駐
- ・ 各官署は閉庁しているが、事前の申出があった場合には対応されるので、相談してください。